第５次

八潮市総合計画

住みやすさナンバー１のまち八潮

YASHIO CITY

【概要版】

【令和４年３月　改定版】

八潮市

住みやすさナンバー１のまち　八潮

の実現を目指して

本市は、これまで平成 21 年に策定した「第４次八潮市総合計画基本構想・後期基本計画」に基づき市民と行政との協働によるまちづくりを推進してまいりました。

また、平成 23 年７月には、市政運営の基本理念や市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」を施行し、市民参画の機会拡充や協働体制の確立に努めてきました。

この間、地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境・エネルギー問題への取組、経済のグローバル化の進展、地方分権改革の推進等、大きく変化しております。

このような中、本市では、計画の策定過程において、これからの八潮市を担う小学生から高齢者までの幅広い層の市民の皆様からご意見、ご提案をいただきながら、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とした新たな最上位計画である「第５次八潮市総合計画」を策定しました。

本計画では、「八潮市自治基本条例」の自治及びまちづくりの基本原則に基づき「共生・協働」と「安全・安心」をまちづくりの基本理念としました。「共生」は、人や自然、更には歴史やこれから築く未来等、多様な共生によるまちづくりを、「協働」はまちづくりの主役である市民と行政等との協働によるまちづくりを、「安全」は災害への備え、犯罪の防止、交通安全等、市民生活を取り巻く危機事象に対応できるまちづくりを、「安心」は市民一人ひとりが安心感をもって暮らし続けていくために人や地域のつながりを活かしたまちづくりを示しています。

また、市の目指すべき将来都市像を、市民一人ひとりが考える住みやすさを実現できるよう「住みやすさナンバー１のまち　八潮」としました。今後は、将来都市像を実現するべく、市民、議会の皆様と10年後の八潮市のビジョンを共有しながら、基本計画に位置付けられた６分野の施策を計画的に推進し、市民一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることが誇りに思えるようなまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして町会自治会連合会代表者会議、計画策定市民会議、女性提言会議等において貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました多くの市民の皆様、また、ご審議をいただきました八潮市振興計画審議会委員の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 28 年３月

八潮市長　大山　忍

※令和元年（平成 31 年）から令和 7 年（平成 37 年）までの元号の取扱いについて
令和 4 年 3 月の改定（基本計画の見直し）において、平成 28 年 3 月策定の内容に修正等を行った箇所については、新元号（令和）を使用しております。それ以外の箇所については、旧元号（平成）で表記しておりますので、下記の例のように読み替えてください。
例：平成 37 年度 → 令和 7 年度

計画の構成

基本構想	基本構想は、本市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、市民と市が協働してまちづくりを進める指針となるものです。
基本計画	基本計画は、基本構想で定めた分野別将来目標に基づいた市の主要施策の内容を示すものです。
実施計画	実施計画は、基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示すものです。

＜第５次八潮市総合計画の計画期間＞

将来目標人口

平成37年度の八潮市の将来目標人口 :10万人

我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少に転じ、今後、少子高齢化が一層進むと予測されています。

一方、本市では、平成 17 年のつくばエクスプレスの開通以降、人口が増加し、平成 26 年に８万５千人に達しています。また、比較的若い層の流入が多く、高齢化率も全国に比べ低くなっています。

今後も、市街地開発のほか、新たな施策の展開により、地域力を創造し、市民間の交流を深め、住みやすく、快適なまちづくりを進めていきます。

こうしたまちづくりを通じて将来都市像の実現を目指し、第５次八潮市総合計画の計画期間である平成 37 年度の将来目標人口を 10 万人と設定します。

まちづくりの基本理念

共生・協働のまちづくり

まちは、様々な要素の共生と人々の協働によりつくられます。

共生とは、互いに支え合いながら暮らしていくことです。人と人、人と自然の共生とともに、これまで積み上げてきた歴史と現在の生活、そしてこれから築く未来との共生等、多様な共生によるまちづくりを進めていきます。

また、本市では、これまで「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政等が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めてきました。今後も、市民を主体とし、市議会、行政とともに

安全・安心のまちづくり

安全なまちで安心して暮らすことは、全ての市民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。

近い将来に発生することが懸念される大規模な地震や近年頻発する集中豪雨等の自然災害に備えるとともに、日々の暮らしにおける様々な犯罪の防止や交通安全等、市民の生活を取り巻くあらゆる分野で迅速かつきめ細かに対応できるまちづくりを進めていきます。

また、市民一人ひとりが安心感をもって暮らし続けていくために、自ら学び考え行動する機会を提供するとともに、日々の暮らしを支え合える人と人のつながりや地域のつながりを活かしながらまちづくりを進めていきます。

将来都市像

住みやすさナンバー１のまち 八潮

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し、支え合う地域コミュニティや、歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちとなっています。

また、本市は、都心に近接した交通利便性の高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。この恵まれた利便性や自然環境が活かされ、都市基盤の整備が進み、快適でやすらぎのあるまちとなっています。

市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちとなっています。

一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー１のまち」となっています。

計画の体系

まちづくりの基本理念	共生・協働	安全・安心
将来都市像	住みやすさナンバー１のまち　八潮	

分　野				
第１章	第２章	第３章	第４章	第５章
教育文化・コミュニティ	健康福祉・子育て	防災・防犯・消防・救急	産業経済・観光	都市基盤・環境
第６章	新 公 共 経 営			

基本計画の見直しについて

第５次八潮市総合計画の基本計画において、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、原則として平成 32 年度に点検し、平成 33 年度に必要に応じて見直しを行うこととしています。（※「第５次八潮市総合計画」P11 より一部抜粋）

令和２年度に点検を行った結果、見直しの必要があると判断されたことから、点検結果を踏まえ、令和３年度に見直しを行うこととしました。

今回の見直しにあたっては、社会経済状況の変化や新たな感染症（新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）等）による生活様式の変化等への対応を行うとともに、新たな観点として、持続可能な開発目標であるＳＤＧｓをはじめ、カーボンニュートラルや脱炭素社会に関する項目等を追記しました。

また、基本計画に位置付けられた事業のうち、国土強靭化に係る事業を「八潮市国土強靭化地域計画」に基づき推進することで、近年多発している大規模災害等から市民の生命を最大限守るとともに、生活経済への影響、市民の財産及び公共施設等の被害を軽減し、迅速な復旧・復興ができるよう、災害に強く、しなやかなまちづくりを目指します。

第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略について

国において、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、平成 26（2014）年 12 月に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後５か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これを受けて、本市においても、「八潮市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を策定しました。人口ビジョンを踏まえ、平成 27（2015）年度に「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

引き続き将来の人口減少を見据えた各種事業を推進していく必要があることから、新たに「第２期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとします。

また、この度の策定に当たり、総合戦略と総合計画が密接に連携していることや、一体的な進行管理が望ましいことを踏まえ、第２期総合戦略を総合計画へ統合して策定することとしました。

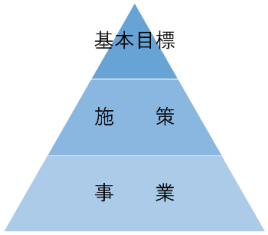

第２期総合戦略体系図

○期　　間

令和４年４月１日から令和８年３月 31 日まで（４か年）

○基本目標

基本目標１　産業の振興と就労支援によるいきいきと働ける環境づくり

基本目標２　人や情報の交流による「住みやすさナンバー１のまち八潮」の発信

基本目標３　保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり

基本目標４　自助・共助・公助の充実による安全・安心なコミュニティの形成

○施　　策

総合計画の実施計画（以下「実施計画」という。）において定めます。

なお、施策については、総合計画で位置付ける「施策の内容」を用いることとし、各施策に第２期総合戦略対象事業が含まれる場合は、総合計画の基本計画内に右のアイコンを表示します。

総合戦略

○事　　業

実施計画において定めます。

○数値目標及び重要業績評価指標（KPI）

第２期総合戦略における数値目標は、実施計画に定めます。また、重要業績評価指標（KPI）は、実施計画の成果指標とし、事務事業評価を用いて毎年度効果検証を実施します。

分野別の将来目標と主要施策の内容

教育文化・コミュニティ　～学びとつながりを大切にするまち～

10 年後の八潮市では、生涯にわたり楽しく学べる環境が整い、次代を担う子ども一人ひとりが自ら学び、考え、行動する力を身に付け、それぞれの個性や可能性を伸ばしています。市民は気軽に学習活動や文化活動を行うことができ、生きがいをもって暮らしています。

多くの市民が町会や自治会等のコミュニティ活動にも積極的に参加しています。また、誰もが互いを思いやる心をもち、人と人、人と地域とのつながりやふれあいを大切にするまちとなっています。

1　生涯にわたり楽しく学べる環境づくり（生涯学習）
- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 情報提供・相談体制の充実
- (3) 学習成果の活用

2　次代を担う人づくり（幼児教育・学校教育）
- (1) 教育内容の充実　総合戦略
- (2) 教育環境の充実
- (3) 指導体制の充実
- (4) 食育、健康・安全教育の充実
- (5) 特別支援教育の充実
- (6) 教育相談の充実
- (7) 家庭や地域と一体となった教育体制の充実
- (8) 幼児教育の推進
- (9) 高等教育機関との連携
- (10) 学校 ICT 教育の充実

3　心豊かな青少年を育む環境づくり（青少年育成）
- (1) 青少年育成体制の充実
- (2) 青少年の社会参加の促進
- (3) 青少年活動の推進

4　社会の要請に応えた教育の環境づくり（社会教育）
- (1) 社会教育活動の充実
- (2) 社会教育活動の推進
- (3) 家庭における教育の充実　総合戦略
- (4) 社会教育環境の整備

5　人権を尊重する社会づくり（人権教育）
- (1) 人権教育の推進
- (2) 人権啓発の推進

6　平和な社会づくり（平和）
- (1) 平和教育の推進
- (2) 平和意識の高揚

7　個性あふれる豊かな市民文化づくり（市民文化）
- (1) 文化活動の推進
- (2) 文化施設の充実
- (3) 文化財保護事業の推進
- (4) 郷土の歴史・文化普及事業の推進

8　ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）
- (1) コミュニティ活動の推進　総合戦略
- (2) コミュニティ環境の整備　総合戦略
- (3) 外国人市民との交流の促進・支援

9　男女がともに育む社会づくり（男女共同参画社会）
- (1) 男女共同参画の促進
- (2) 相談体制等の充実
- (3) 男女平等意識の高揚
- (4) 仕事と家庭・地域生活の両立

健康福祉・子育て　～誰もがいきいきと暮らせるまち～

10 年後の八潮市では、市民が日頃から健康づくりやスポーツに取り組み、健やかに暮らしています。病気やけがの際に安心して治療を受けられ、介護が必要になっても適切に介護サービスを受けることができます。

また、年齢や所得、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の支え合いの中でいきいきと暮らしています。

ライフスタイルに応じて子どもを安心して産み育てられる仕組みや、地域で子どもを見守る環境が整い、若い世代が八潮市に魅力を感じて暮らせるまちとなっています。

1　ともに支え合う、心豊かな健康づくり（健康・保健）
- (1) 心豊かな健康づくりの推進
- (2) 保健サービスの充実

2　いのちを守る医療体制づくり（医療）
- (1) 地域医療提供体制の充実
- (2) 地域救急医療体制の整備

3　誰もが安心して生活できる社会づくり（医療保険・国民年金）
- (1) 国民健康保険制度の適切な運用
- (2) 後期高齢者医療制度の適切な運用
- (3) 国民年金制度の理解促進

4　スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり（スポーツ・レクリエーション）
- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション団体の育成
- (4) スポーツ・レクリエーション施設の充実

5　互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり（地域福祉・生活福祉）
- (1) 相互扶助意識の高揚
- (2) 地域福祉環境の整備
- (3) 地域福祉活動の充実
- (4) 生活の安定のための支援

6　安心して暮らせ活躍できる長寿社会づくり（高齢者福祉・介護）
- (1) 社会参加の促進と生きがいづくり
- (2) 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備
- (3) 地域支援事業の推進
- (4) 介護保険サービスの充実

7　障がい者の安心を支える社会づくり（障がい者（児）福祉）
- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 障がい者（児）施設・住環境の整備
- (3) 障がい児等の早期療育の充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) 安全、安心のまちづくりの推進

8　全ての子どもの幸せづくり（児童福祉・ひとり親家庭福祉）
- (1) 子育て支援の推進　総合戦略
- (2) 保育施設の整備　総合戦略
- (3) 保育内容の充実　総合戦略
- (4) 要保護児童対策の推進
- (5) ひとり親家庭等の支援の推進

防災・防犯・消防・救急　～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

10 年後の八潮市では、自助、共助、公助の考え方が広く市民に定着し、日頃から防災・減災に向けた市民、地域、行政の連携が図られ、地震や台風等の自然災害、感染症や大規模な事故等の危機に備えています。

また、市民、地域、行政が協働し、地域の安全な生活を守り、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせるまちとなっています。

1　災害に強いまちづくり（防災・減災）
- (1) 地域防災計画の推進
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 避難行動要支援者対策の推進

2　危機に備えた体制づくり（危機管理）
- (1) 危機管理体制の充実
- (2) 感染症対策の推進

3　犯罪のない安全で安心なまちづくり（防犯）
- (1) 防犯力の強化　総合戦略
- (2) 防犯施設の整備　総合戦略
- (3) 警察署・交番の誘致

4　市民を守るまちづくり（消防・救急）
- (1) 消防体制の強化
- (2) 救急救助体制の充実
- (3) 消防団を中核とした地域消防力の向上

5　交通事故のない安全で安心なまちづくり（交通安全）
- (1) 交通安全意識の高揚　総合戦略
- (2) 交通安全施設の整備

6　安全・安心で豊かな消費生活づくり（消費者保護）
- (1) 自立した消費者の育成
- (2) 消費者保護対策の推進
- (3) 消費者団体の育成・協働

産業経済・観光　～地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち～

10 年後の八潮市では、地域の特性を活かした様々な産業が発展しています。
付加価値の高い農産物が生産され、市内のみならず市外からも人気を得ています。市民は、市内各地の魅力あふれる店舗で買い物をすることができます。
また、工場が集積しているまちとして発展し、新たな事業も生まれ、働く機会が増えています。
八潮市の財産である水辺環境等が観光に活用され、多くの人が訪れる、にぎわいや活力のあるまちとなっています。

1　環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり（農業）
(1) 農業の担い手の育成・確保
(2) 都市と共生した農業環境の促進
(3) 地産地消の推進と農産物のブランド化　総合戦略
(4) 農地の保全と有効活用の促進
(5) 農商工連携事業の振興

2　魅力あふれる商業づくり（商業・サービス業）
(1) 経営安定化の促進　総合戦略
(2) 商業環境の整備　総合戦略
(3) 中心商業拠点の形成

3　活力ある工業づくり（工業）
(1) 経営近代化の促進　総合戦略
(2) 工業環境の整備　総合戦略
(3) 新時代に対応する工業の育成

4　水と花にふれあう観光づくり（観光）
(1) 観光の振興　総合戦略
(2) 産業観光の促進
(3) 観光情報の提供

5　いきいきと働ける就業環境づくり（労働）
(1) 労働福祉の充実
(2) 就業環境の整備促進
(3) 労働教育の推進
(4) 雇用の安定

都市基盤・環境　～快適でやすらぎと潤いのあるまち～

10 年後の八潮市では、道路、公園、上下水道等の都市基盤及び公共交通の整備や、自然と調和した良好な環境と景観に配慮した街並みの形成が進み、やすらぎと潤いを感じながら、市民が安全・快適に暮らしています。
また、市民が、主体的に美化活動や環境活動等に取り組み、地域の生活環境を守るまちとなっています。

1　自然と調和した都市空間づくり（土地利用）
(1) 均衡ある土地利用の推進
(2) 地域の特性を活かしたまちづくりの推進
(3) 都市核と地域核の形成　総合戦略

2　快適で住みやすい市街地づくり（市街地形成）
(1) 土地区画整理事業の推進
(2) 計画的な市街地の整備

3　快適で便利な道路・交通網づくり（道路・交通）
(1) 幹線道路の整備
(2) 生活道路の整備
(3) 道路環境の整備
(4) 道路維持管理の充実
(5) つくばエクスプレスの利便性の向上
(6) 地下鉄８号線の導入の促進
(7) バス交通の充実
(8) 移動サービスの充実

4　水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地）
(1) 八潮らしい魅力ある景観形成
(2) 調和のとれた良好な街並み景観の保全
(3) 快適な公共空間のデザイン誘導
(4) 公園の整備
(5) 緑道・遊歩道の整備
(6) 緑地・水辺の保全、緑化の推進

5　安全な水を供給する体制づくり（上水道）
(1) 計画的な浄配水施設の整備
(2) 安定給水と浄配水施設の維持管理
(3) 効率的な水運用の推進
(4) 水質管理の充実
(5) 水源の確保
(6) 顧客サービスの向上

6　治水と水循環によるまちづくり（治水・下水道）
(1) 治水対策の推進
(2) 維持管理の充実
(3) 水質汚濁の防止
(4) 河川改修事業の促進

7　安全で良質な住環境づくり（住宅・住環境）
(1) 市営住宅の充実
(2) 良質な住宅確保の促進

8　環境にやさしいまちづくり（環境保全）
(1) 地球環境問題への対応
(2) 環境保全対策の推進
(3) 環境汚染防止への取組

9　清潔できれいなまちづくり（環境衛生）
(1) ごみの広域処理の充実
(2) ごみの独自処理の充実
(3) ごみの減量化・資源化の推進
(4) 環境衛生事業の充実
(5) 環境美化活動の推進

新公共経営	～協働で経営する自主・自律のまち～

10 年後の八潮市では、まちづくりの主役である市民と行政とが情報を共有し、協働することにより、まちづくりが進められています。また、市内の企業・団体と力を合わせるとともに、近隣の自治体等とも連携を図り、自主的、自律的な運営が行われています。

行政が経営資源を最大限に活かし、民間企業の経営手法等も積極的に取り入れながら、健全な行財政運営を行っています。

1 市民との協働によるまちづくり（協働・自治の推進）
(1) 協働によるまちづくりの推進

2 市民に開かれたまちづくり（情報共有）
(1) 情報公開の充実・個人情報の保護
(2) 広聴・広報の充実 総合戦略
(3) 情報交流の支援

3 健全で計画的・効率的な行政の体制づくり（行財政運営）
(1) 計画的・効率的な行政の推進
(2) 行政組織の効率化と人材育成
(3) 行政事務の電子化
(4) 健全で柔軟な財政運営

4 公共施設資産の管理体制づくり（アセットマネジメント）
(1) 公共施設等の計画的整備と資産の有効活用

5 広域的な連携体制づくり（広域行政）
(1) 広域的な連携の強化
(2) 県及び他市区町村との協力体制の構築・強化

住みやすさナンバー１のまち 八潮

第5次八潮市総合計画
【概要版】

平成28年3月

令和4年3月 改定

発　行　八潮市
〒340−8588埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL:048−996−2111(代表)
FAX:048−995−7367
ホームページ:http://www.city.yashio.lg.jp/
編　集　八潮市　企画財政部　企画経営課

八潮市のマスコットキャラクター　ハッピーこまちゃん